

医薬総発 0821 第 1 号
令和 7 年 8 月 21 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）宛て

厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」（令和 6 年 12 月 26 日医薬総発）において、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様宛へ導入する電子処方箋システムに関する点検報告及び電子処方箋の適切な運用をご依頼したところです。

急な対応の依頼にも関わらず、点検・対応にご協力をいただき、関係者の皆様には心より御礼申し上げます。

この間、厚生労働省としても医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるため、削除された一般名コードに対する対応や電子処方箋管理サービスにおける YJ コード・レセプト電算処理システム用コードの廃止年月日の調整等ダミーコードの発生低減の取組等を行ってまいりました。更に、「電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される」事案の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、令和 7 年 8 月 28 日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行うこととしました。医薬品や特定器材のダミーコードが電子処方箋管理サービスに登録できなくなることを踏まえ、当分の間、同日以降の「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」においてお示ししてきた電子処方箋の運用については、

下記のとおりご対応いただけますようお願いします。

貴職におかれでは、これらを御了知の上、貴管下の医療機関・薬局等に対し、本通知の周知をお願いします。

記

1. 医療機関・薬局においては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。

※既に点検報告を行い、厚生労働省ホームページに掲載されている場合は再度の点検報告は不要。

※医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内については、令和7年8月21日に再周知。

2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。

- ・以下の場合にあっては、紙の処方箋を発行する。
 - ー医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。以下同じ。）等の設定について厚生労働省への点検報告を完了していない場合
 - ー処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できない場合
- ・電子処方箋の発行が可能な状態（医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等について、システムベンダーとも確認し、厚生労働省への点検報告を完了）で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。
 - ー以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。
 - 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
 - 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合

ー以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。

- 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合（注）医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようすること。
- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。
- ・院内処方時（紙の処方箋を発行しない場合）等に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切なコード等が設定され次第、登録を行う。

3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。

- ・医薬品等マスターにおける電子処方箋に用いるコード等の設定についてシステムベンダーとも確認する。
- ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品・特定器材の確認を実施する。
- ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認する。
- ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品・特定器材のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。
- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。
- ・調剤時に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自薬局において適切なコードが設定された次第、登録を行う。

4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについて

てご留意いただきたいこと。

5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布する医薬品コード等に関連するインシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこと。

以上

【別添資料等】

- ・別添：ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修前後における対応 新旧対照表
- ・点検報告完了医療機関・薬局リスト掲載ページ（電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetu.html
- ・システム事業者の対応状況掲載ページ（システム事業者の電子処方箋対応状況について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_vendor_00001.html

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修前後における対応 新旧対照表

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について（新）	電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について（旧）
<p>1. 医療機関・薬局においては、<u>患者の健康被害を防ぐため、医薬品マスター・特定器材マスター</u>（以下「医薬品等マスター」という。）の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。</p> <p><u>※既に点検報告を行い、厚生労働省ホームページに掲載されている場合は再度の点検報告は不要。</u></p> <p><u>※医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内については、令和7年8月21日に再周知。</u></p> <p>2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>以下の場合にあっては、紙の処方箋を発行する。</u> <p>—<u>医薬品等マスターにおける電子処方箋に用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。以下同じ。）等の設定について厚生労働省への点検報告を完了し</u></p>	<p>1. 医療機関・薬局においては、<u>医薬品のマスター</u>の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。</p> <p>2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間は、医師の処方意図と異なる医薬品の処方を防止するための安全対策を優先し、以下の場合を除き、紙の処方箋を発行する。</u> <p>—<u>電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスターにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシス</u></p>

ていない場合

– 処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できない場合

・電子処方箋の発行が可能な状態（医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等について、システムベンダーとも確認し、厚生労働省への点検報告を完了）で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。

– 以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。

- 調剤を受ける予定の薬局が受診時点未定の場合
- 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合

– 以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。

- 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合

(注) 医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。

・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。

システムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合のみとする。

・電子処方箋の発行が可能な状態で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。

– 以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容（控え）を患者に交付する。

- 調剤を受ける予定の薬局が受診時点未定の場合
- 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局（点検報告未完了）での調剤を希望する場合

– 以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。

- 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局（点検報告完了）であることを確認した場合

・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等がないか、適時確認を行う。

(※) YJコード、レセプト電算処理コード、一般名コード

(注1) 電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。

- ・院内処方時（紙の処方箋を発行しない場合）等に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切なコード等が設定され次第、登録を行う。
- 3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等の設定についてシステムベンダーとも確認する。
 - ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品・特定器材の確認を実施する。
 - ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認する。
 - ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品・特定器材のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。

(注2) 医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようすること。

(注3) なお、電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策の速やかな着手及び医薬品のダミーコードを含めた仕組みのあり方について検討を進める。

(新設)

- 3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。

- ・医師の処方意図と異なる医薬品の表示を防ぐ観点から、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード（※）の設定等についてシステムベンダーとも確認し、かつ、ダミーコードを特定の医薬品に設定しないようにする。
- ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品の確認を実施する。
- ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療機関であることを確認する。
- ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容（控え）又は送付された医薬品のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容（控え）が患者に交付されていないことがあることに留意する。

- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。
 - ・調剤時に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自薬局において適切なコードが設定され次第、登録を行う。
4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。
5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布する医薬品コード等に関連するインシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこと。

- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容（控え）の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。

(新設)

4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。
5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布するダミーコード等に関連するインシデント事例等を参考に誤表示の防止対策を実施していただきたいこと。